

令和2年度通所介護指摘事項一覧

5事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	アセスメント	アセスメントが初回のみ行われ、認定更新時や区分変更時に行われていない事例がありました。初回の通所介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、通所介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第107条第1項 都条例施行要領第3の6の3(5)②	2
2	生活相談員の配置	生活相談員として、必要な時間数が確保されていない日がありました。指定通所介護の提供日ごとに、生活相談員の必要な時間数を確保できるよう配置してください。	都条例第111号第99条第1項第1号 都条例施行規則第141号第17条第1項第1号	1
3	機能訓練指導員の配置	機能訓練指導員が配置されていませんでした。基準を満たすよう機能訓練指導員を配置してください。	都条例第111号第99条第1項第4号 都条例施行規則第141号第17条第1項第4号	1
4	事故発生時の対応	事故発生時に、区への事故報告が行われていない事例がありました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第111号第110条の3第1項 都条例施行要領第3の6の3(9) 大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」	1
5	記録の整備	入浴の記録について、看護記録と入浴チェック表の整合性がとれていない事例がありました。記録は報酬の算定根拠になるため、正確に行ってください。	都条例第111号第111条第2項	1
6	給付費の算定	通所介護サービスを行っていない日に報酬算定を行っていた事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者自己負担額について過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表6イ注1 老企第36号第2の7(1)	1